

議案第19号

平成19年度鳥取県営埋立事業会計予算

(総則)

第1条 平成19年度鳥取県営埋立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 境港外港竹内地区埋立地売却面積 0.7ヘクタール

(2) 事業用借地権に基づく埋立地貸付面積 13.4ヘクタール

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 埋立事業収益 251,286千円

第1項 営業収益 221,156千円

第2項 営業外収益 30,130千円

支 出

第1款 埋立事業費 292,492千円

第1項 営業費用 270,800千円

第2項 営業外費用 21,692千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的支出額62,353千円は

過年度分損益勘定留保資金62,240千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的

収支調整額113千円で補てんするものとする。）。

支 出

第1款 資 本 的 支 出 6 2, 3 5 3 千 円

第1項 建 設 改 良 費 2, 3 5 3 千 円

第2項 他会計からの長期借入金償還金 6 0, 0 0 0 千 円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、9 6, 0 0 0 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4 8, 6 0 0 千 円

平成19年2月13日提出

鳥取県知事 片 山 善 博